

一人で悩まず ご相談ください

相談無料

秘密は厳守します

強引な勧誘で
契約してしまったが、
やめたい

製品が壊れて
ケガをした

通信販売で
買ったものが届かない

不用品の買い取りのほずが
大切な貴金属まで
強引に買い取られた!



身に覚えのない
請求のはがきや
メールがきた

パソコンに
警告画面が出た!

借金が返せない

友人から勧められ
副業の契約をしたが、
説明されたように稼げない!



被害に遭わないために!

- ★ 販売目的、契約内容をしっかり確認する
- ★ いらぬものは「いりません」ときっぱり断る
- ★ その場で急いで契約しない、すぐにお金を振り込まない
- ★ 困ったときは、まず消費生活センターに相談する

消費生活センターの業務

相談の内容に応じて、自主交渉の助言、あっせん、他機関紹介を行うほか、市広報誌やホームページ、出前講座などで情報提供や注意喚起を行っています。

クーリング・オフ制度

不意の勧誘などで契約をしてしまった消費者が、一定期間内なら無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフができる 契約の種類と期間

- **電話勧誘販売・訪問販売・訪問購入**
キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法なども含まれます。 **8日間**

- **特定継続的役務提供**
エステティックサービス、家庭教師、学習塾、語学教室、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療 **8日間**

- **連鎖販売取引**
マルチ商法 **20日間**

- **業務提供誘引販売**
内職・モニター商法 **20日間**

クーリング・オフの期間はクーリング・オフについて記載された書面を受け取った日からです。

※例外もありますので、詳しくは消費生活センターにお尋ねください。

- クーリング・オフは、書面（はがきか内容証明郵便）又は電磁的記録で通知しましょう。
- 電磁的記録の場合は、発信履歴を保存しましょう。
- はがきの場合は、両面をコピーし、郵便局から「特定記録郵便」で郵送しましょう。
- 両面コピーと郵便局の受領証は、契約書と一緒に保管しておきましょう。
- クレジットで契約した場合は、はがきで信販会社に同じ要領で通知しましょう。